

## 令和5年度 第8回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和5年10月20日(金) 午前10時00分～午前10時45分

2、会議場所 播磨町役場 3階 BC会議室

3、出席委員氏名

1番 浅原 清治郎	2番 安立 裕	3番 大辻 隆廣	4番 大西 康弘
5番 岡田 幸朗	6番 衣笠 隆雄	<del>7番 木村 勝</del>	8番 佐伯 志朗
9番 福壽 洋三	10番 松本 富子		

出席委員 9名 欠席委員 1名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 玉川 滋一 係長 ~~山本 佑哉~~ 主事 相田 賢哉 安田 めぐみ

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第12号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請審議のこと

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決処理報告のこと

報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと

## 令和5年度 第8回播磨町農業委員会

日時：令和5年10月20日

開会 午前10時00分

- 議長 ただいまから令和5年度第8回播磨町農業委員会を始めます。
- 本日の出席委員は10名中9名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しています。なお、本日、7番木村委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。次に、播磨町農業委員会会議規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、8番佐伯委員と9番福壽委員にお願いいたします。それでは、これより議事目録に従い、議事を進めます。議案第12号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明。（別紙参照）
- 議長 説明は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。今回の議案は、地域の水利委員長の同意書がなかったという事で、今までなかったケースなので延期になりました。調べた結果、地域の水利委員長からの同意書がなくて不受理にするという法的根拠がありませんでした。当水利委員長に聞き取りをしたところ、この度の転用については、問題ないことが確認出来ましたので受理することになりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長 特に、意見・質問がなければ、農地転用届を受理することに決定します。次に、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請審議のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

- 事務局 議案朗読及び説明。（別紙参照）
- 議長 次に、現地調査された浅原委員の報告をお願いします。
- 浅原委員 事務局と一緒に現地確認に立ち会いました。この申請地は、水路が必要な農地で水路を確保するという条件が必要になります。こちらの農地はややこしい土地で、[REDACTED]の同意が得られているのですが、農水の管理は[REDACTED]になるので、そちらにも水路の造成にあたっては、水路の確認はして下さいと電話でお伝えしました。[REDACTED]としましては、水路の造成によって、境界確認をされると思うのですが、町有地の中に水路を通ることになりますので、担当課に確認をお願いします。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありますか。
- 委員 （異議なし）
- 議長 特に、意見・質問がなければ採決します。原案のとおり報告することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員ですので、議案第13号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明。（別紙参照）
- 議長 次に、現地調査された衣笠委員の報告をお願いします。
- 衣笠委員 現状は畑で、分筆もきちんとされており、何ら問題はないと思います。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありますか。
- 浅原委員 農家住宅ですか？
- 事務局 いえ、農家住宅ではありません。

- 議長 他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に、意見・質問がなければ採決します。原案のとおり報告することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員ですので、議案第14号は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。次に、報告第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決処理報告のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明。(別紙参照)
- 議長 それでは、1番を現地調査された木村委員ですが、本日欠席されていますので、代わりに事務局から報告をお願いします。
- 事務局 地図は16ページ、写真は17ページです。こちらの申請地は、かなり前から駐車場で使用されていたようです。水路や隣接農地には、影響はないと思われます。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 特に、意見・質問がなければ、報告第5号は以上をもちまして報告とさせていただきます。次に、2番を現地調査された福壽委員の報告をお願いします。
- 福壽委員 地図は18ページ、写真は19ページです。場所は、XXXXXXXXXXの付近です。かなり前から、駐車場用地で使用されていたと思われます。水路も手前にあり隣接農地もありませんので、何ら問題はないと思ひます。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。

- 委員 (異議なし)
- 議長 特に、意見・質問がなければ、報告第5号は以上をもちまして報告とさせていただきます。次に、3番を現地調査された佐伯委員の報告をお願いします。
- 佐伯委員 地図は20ページ、写真は21ページです。申請地の周辺は住宅地で、道路に面しています。現況ですが、西側は住宅の庭と一体化されていて、奥側は畑をされています。始末書はあります。水利組合の同意もあるという事で、問題ないと思います。
- 議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 特に、意見・質問がなければ、報告第5号は以上をもちまして報告とさせていただきます。次に、報告第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のこと」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案朗読及び説明。(別紙参照)
- 議長 それでは、現地調査された木村委員ですが、本日欠席されていますので、代わりに事務局から報告をお願いします。
- 事務局 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認のことですが、納税猶予の特例を受けた場合は、その農地は20年間に渡って営農を継続しなければなりません。転用等をされておらず、対象の農地が適切に管理されているか、3年ごとの状況確認が必要となります。引き続き農業経営を行っている旨の証明書の証明願が、土地所有者から農業委員会に提出されるので、エリア担当の農業委員が現地確認や土地所有者への聞き取り等を実施し、農業委員会会長が証明書

を発行し、土地所有者が税務署に提出する流れになります。今回の利用状況確認を実施しました農地に関しては、先ほど申し上げました利用状況と同じで、農地は稲作をされており、本人が耕作されております。

○議長 説明、報告は終わりました。他の委員の方で、ご意見・ご質問はありませんか。

○委員 (異議なし)

○議長 特に、意見・質問がなければ、報告第6号は以上をもちまして報告とさせていただきます。以上で、本日予定しておりました議事については、すべて終了しました。これにて第8回播磨町農業委員会を閉会いたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和5年10月20日

議 長 大辻 隆廣

議事録署名人 佐伯 志朗

議事録署名人 福壽 洋三